

5章 実現化方策の検討

1. 実現化方策に向けた考え方

1.1. 都市計画マスタープランの運用

(1) 市全体における都市づくりの運用

本計画（都市マス）では、「大町市第4次総合計画」をはじめとした上位計画や関連する各種分野の個別施策・計画を踏まえ、都市計画の観点から本市の将来像を明確にしました。

今後は、本計画で設定した方針を踏まえ、個別の計画により都市づくりを実施していくものとします。

また、都市計画法に基づき都市計画を定めるにあたっては、本計画との整合を図ることが重要であることから、実施地域の現状や計画の熟度、また個別計画との整合を踏まえ、都市計画の決定・変更を進めます。

(2) 各地域づくりの運用

各地域における都市づくりにおいては、地域における住民主体の取り組みが必要です。

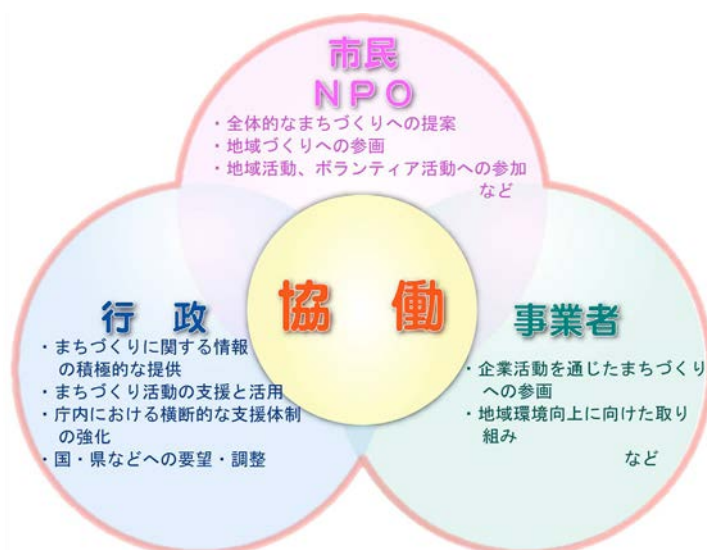
そのため、その実現に向けてはより地域に根ざしたもので、市民の思いを反映した計画が重要となります。

そこで本計画は、地域における住まい環境の改善や活動の場づくりなど、地域のみなさんが都市づくりに主体的に取り組むきっかけを提供し、大町市全体のまちづくりの方向性について統一した意識のもと、各地域が連携し合いながら計画の実現を図る上での指針として活用を図ります。

1.2. 協働のまちづくり

都市は公共や民間の区別なく様々な要素が一体となって形成されており、道路や公園等の公共施設の整備だけでなく、市民・事業者の日常の都市活動が緑や景観など、まちの姿に大きく関わっています。現在、市では「市民参加と協働のまちづくり推進基本指針」に基づく「きらり輝く協働のまちづくり事業助成金」等による市民団体等への支援にも取り組んでいるところですが、まちづくりにおいては市民のみなさんの活動そのものが、重要な役割を担っています。

本計画においても、大町市第4次総合計画の基本理念『市民参加と協働の市政による地域の再生』を前提とした都市づくりを目指し、各施策の実施においては計画段階から市民や事業者、各種団体等の参画を進めるとともに、維持・管理段階における市民等の積極的な参加を支援します。



2. 実現化に向けた方策

ここでは、全体構想や地区別構想で掲げた都市づくりに向けた、各部門における主な施策や事業、取り組みを位置付け、実現を目指していきます。

ただし、各種施策等の内容については、「実現化に向けた考え方」に掲げるように、市民や事業者との協働、計画の進行管理を踏まえながら、適宜精査を行い、適切な施策を実施していきます。

2.1. 土地利用の実現化方策

集約型都市構造の構築、全体構想、地区別構想の実現に向け、土地利用分野においては、次のような施策や事業に取り組みます。

(1) 集約型都市構造に向けた土地利用への取り組み

■市街地活性化、交流の促進に繋がる取り組みへの支援

【担当：市商工労政課、観光課、八坂支所、美麻支所、建設課】

コンパクトな居住環境の推進や交流人口増加に向け、市街地活性化や交流の促進のため、主に次のような施策に取り組みます。

- ・「中心市街地活性化基本計画（改定中）」に基づく市街地活性化の取り組みを継続・推進。
- ・「大町市中小企業振興条例」に基づく商店街の近代化や、駐車場、共同施設の設置、空き店舗活用事業などへの助成制度を継続・推進。
- ・教育活動を核とし、都市部との交流活動にも取り組んでいる「山村留学事業」の継続・推進。
- ・広域的な市町村連携による周遊観光プランづくりの継続・推進。

■用途地域指定の見直し【担当：市建設課】

市街地エリアにおける都市的土地利用を図るため、主に次のような地域において用途地域の見直しを検討します。

- ・現在、工業専用地域に指定されている大町地区の大規模工場跡地について、今後の活用やあり方の検討を踏まえ、周辺地域の生活環境などを考慮した用途地域指定の見直しや適切な都市計画施策の導入の検討。
- ・現在、第二種中高層住居専用地域に指定されている大町高校と再編統合される大町北高校用地について、関係機関との協議を踏まえ、今後の活用に即した用途地域指定の見直しの検討。
- ・用途地域内に集団農地が存在する借馬周辺、北原町周辺、松崎周辺について、今後の活用やあり方の検討を踏まえた用途地域指定の見直しの検討。

■既存ストックの有効活用による都市機能の強化【担当：市企画財政課、建設課】

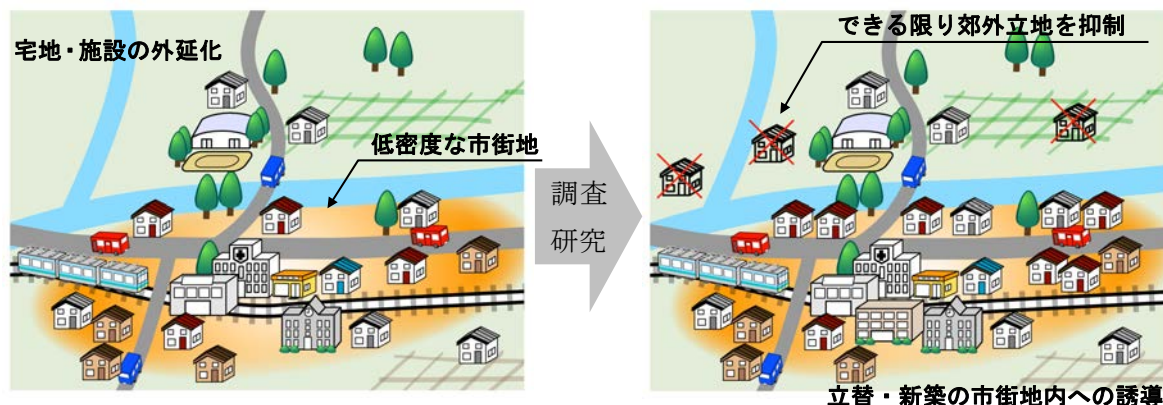
市民の協力を得ながら、空き家、空き店舗、空き地の実態を調査・把握し、情報を一元的に管理することにより「大町市空き家情報登録制度（空き家バンク）」事業の拡大や新たなファシリティマネジメント※の視点の導入により遊休公共用地・施設の活用などを図り、都市機能の強化や活性化に取り組むための研究・導入を推進します。

※業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、貸借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動。

■地域で取り組む身近な土地利用計画づくりに向けた調査・研究【担当：市建設課】

豊かな自然資源や農地等の地域特性を再確認し、庁内連携と官民協働により地域自らが取り組むことができる土地利用計画づくりについて研究、導入を検討します。

さらに市民の協力を得ながら、計画の実効性を確保するための土地利用の適正化条例に向けた調査・研究にも取り組みます。

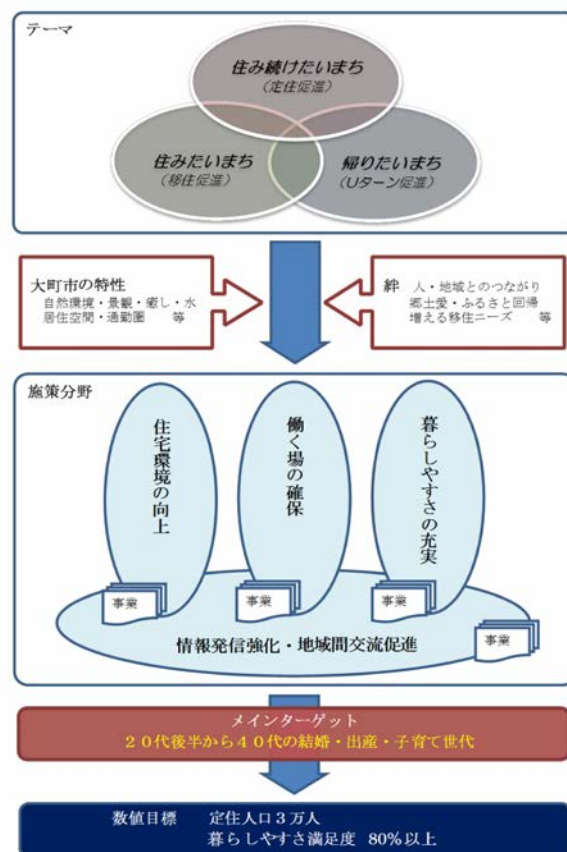


■多様なニーズに対応した定住促進・居住環境の整備

【担当：市企画財政課、農林水産課、八坂支所、美麻支所、建設課】

目標人口の達成に向け、多様なニーズに対応した定住促進・居住環境整備を図るため、主に次のような施策に取り組みます。

- ・「大町市定住促進ビジョン」の推進。
「大町市空き家情報登録制度（空き家バンク）」や「定住促進住宅整備」、「マイホーム取得助成」などの取り組みを継続・推進。
- ・市営住宅の運営管理効率化と住宅環境向上に向けた取り組みを継続・推進。
- ・「滞在型市民農園（クラインガルデン）」などの二地域居住や、U・Iターンを促進するため、「移住奨励事業」などによる定住促進の取り組みを継続・推進。



「大町市定住促進ビジョン」の施策体系

(2) 地域特性を考慮した土地利用の誘導に向けた取り組み

■松本系魚川連絡道路沿線の土地利用の検討【担当：市建設課】

松本系魚川連絡道路の計画に合わせ、インターチェンジ等周辺、アクセス道路沿線については、周辺の土地利用や活用の検討を踏まえ、用途地域指定の変更や地区計画の策定等を検討します。

■地域産業づくりに向けた取り組み【担当：市農林水産課、八坂支所、美麻支所、建設課】

優れた自然環境、自然資源を活かした地域産業づくりに向け、主に次のような施策に取り組めます。

- ・「滞在型市民農園（クラインガルデン）」など、グリーンツーリズムの取り組みを継続・推進。
- ・遊休農地、荒廃農地対策として、景観作物の作付けなど、農地の利用転換へ助成する「遊休農地荒廃防止支援事業」や体験型農園などの取り組みを継続・推進。
- ・大町地区の大規模工場跡地について、今後の活用やあり方の検討を踏まえた用途地域指定の見直しや適切な都市計画施策の導入の検討。



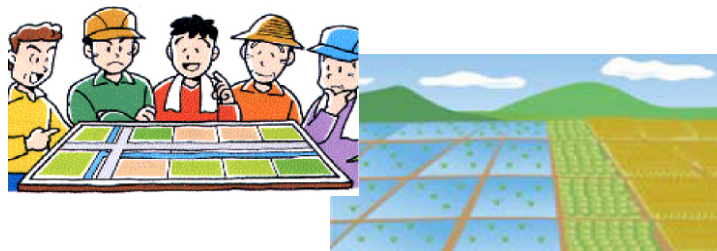
■地域資源の活用による集落機能の強化【担当：市農林水産課、建設課】

農地や担い手などの地域で抱える問題を、集落全体で共有し、農地集積と集約による一体的な生産基盤の向上を目指す「人・農地プラン」※の取り組みを継続・推進します。

さらに、この取り組みを通じ、定住促進、生活環境の向上、農地の活用・保全、地域の活性化に結び付け、生活拠点、田園エリアの形成を図ります。

人・農地プラン／新規就農／農地集積（農林水産省 HP より）

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。このため、就農者の増加、農地の集積など地域のみなさんで話し合っってプランを作り、実行していくことによって「人と農地の問題」の解決を目指します。



(3) 都市計画区域のあり方に向けた取り組み

■都市計画区域の拡大の検討【担当：市建設課、八坂支所、美麻支所】

一体の都市として総合的に整備、開発し及び保全するため、八坂地区、美麻地区等について、都市計画区域への編入等を検討します。

表 5-1 都市計画区域指定による規制等

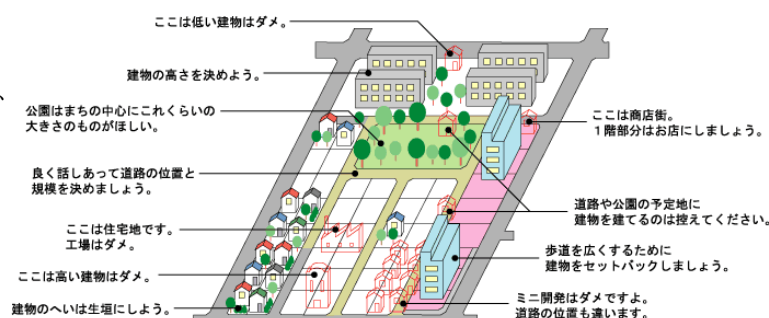
	都市計画区域内	都市計画区域外
開発許可	3000 m ² 以上の開発行為の場合、申請が必要。	1 ha 以上の開発行為の場合、申請が必要。
建築許可	建築基準法による確認を受けなければならない。	学校や病院など特殊建築物として指定されたもの以外は必要なし
建築規制	建ぺい率、容積率の制限が課せられる。	必要なし
接道義務	建築物の敷地が 4m 以上の道路に、2m 以上接する必要がある。	必要なし
道路後退	4m 未満の道路では、道路後退が課せられる。	必要なし

■市民の主導による都市計画の推進支援【担当：市建設課】

「大町市都市計画提案制度」を活用し、地区計画など市民主導による都市計画の推進を支援します。

◆地区計画の制度概要

公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、当該区域の各街区における防災、安全、衛生等に関する機能が確保され、かつ、その良好な環境の形成又は保持のためその区域の特性に応じて合理的な土地利用が行われることを目途として、当該計画に従って秩序ある開発行為、建築又は施設の整備が行われることとなるように定めることとされています。



(図出典：国土交通省 HP)

2.2. 道路・交通施設整備の実現化方策

集約型都市構造の骨格を形成し、生活・産業などを支える道路・交通の分野においては、次のような施策や事業に取り組みます。

(1) 広域交通網の整備推進及び、松本糸魚川連絡道路と関連道路・施設の検討・整備の促進に向けた取り組み

■広域道路ネットワークの強化【担当：市建設課】

広域主要幹線道路である、松本糸魚川連絡道路の整備促進とともに、主要幹線道路など、広域的な交通計画の策定に向けた取り組みを積極的に行い、広域道路ネットワークの形成を図ります。

(2) 集約型都市構造を支える幹線道路網の構築に向けた取り組み

■「都市計画道路整備プログラム」に基づいた幹線道路の計画的整備【担当：市建設課】

集約型都市構造の実現と交流促進に向け、(都)若宮駅前線、(都)中央通り線、(都)三日町犬の窪線の整備、改良を継続・推進します。

(3) 安全でやさしいみちづくりと歩いて暮らせるまちづくりを支える公共交通の利便性の向上と利用促進に向けた取り組み

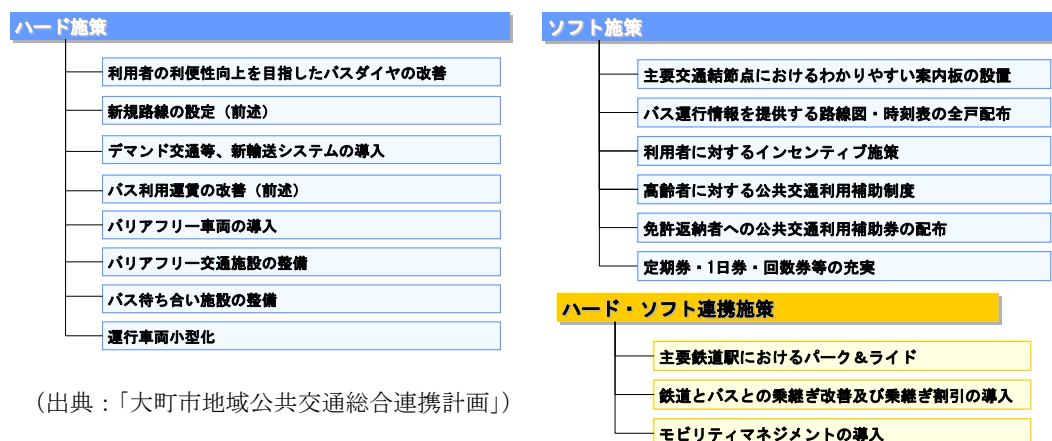
■生活道路、安全な歩行空間の確保等の整備【担当：市建設課、市民課】

まちなか居住の推進や地域の特性に合わせた居住環境整備に向け、生活道路、安全な歩行空間の確保のため、主に次のような施策に取り組みます。

- ・交通安全対策として、狭幅員道路、線形不良道路などの改良を継続・推進。
- ・冬期間の安全対策として、歩道除雪など地域協働の取り組みを継続・推進。
- ・通学路の安全性確保、生活道路での歩行者や自転車の安全確保のため「ゾーン 30」の指定区域の拡大の検討や「グリーンベルト」の設置などを継続・推進。
- ・生活道路のユニバーサルデザイン化を継続・推進。

■公共交通サービスの向上【担当：市情報交通課】

公共交通については「大町市地域公共交通総合連携計画」に沿い、公共交通の利便性を向上し、モビリティ・マネジメント等ソフト的な施策導入により公共交通の利用促進を図り、環境負荷の少ない、だれもが利用しやすい公共交通サービスの向上を図ります。



（出典：「大町市地域公共交通総合連携計画」）

図 5-1 公共交通サービスの向上に向けた取り組み

2.3. 防災都市づくりの実現化方策

集約型都市構造、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた防災面においては、次のような施策や事業に取り組みます。

(1) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりに向け、次のような施策に取り組んでいきます。

【ハード施策の取り組み】【担当：市建設課】

- ・ 砂防堰堤など防災施設の整備の推進
- ・ 「大田市雨水整備基本計画」に基づく新設管路整備や老朽化した幹線水路の改修の推進
- ・ 消雪施設、防雪施設、流雪溝などの改良・整備の推進
- ・ 緊急輸送路となる幹線道路の整備と狭幅員道路の改良の推進
- ・ 橋梁の長寿命化対策の促進
- ・ 緊急輸送路沿道の建物耐震化促進
- ・ 生活道路における狭幅員道路の改良
- ・ 「大田市耐震改修促進計画」に沿った公共施設の耐震化、及び不燃化の促進



【ソフト施策の取り組み】【担当：市消防防災課】

- ・ 「大田市地域防災計画」に沿った、安全・安心なまちづくりの推進

(2) 市民と協働で進める安全・安心で快適な環境づくり

災害時における地域コミュニティやボランティア等の協力体制の整備に向け、市民と協働で進める安全・安心で快適な環境づくりのため、主に次のような施策に取り組みます。

【ソフト施策の取り組み】【担当：市企画財政課、消防防災課、生活環境課、建設課】

- ・ 防犯防火等、生活環境に悪影響を及ぼす空き家対策の検討
- ・ 空き地の調査と公園化の検討
- ・ 「住宅耐震診断及び耐震補強工事への助成金事業」の継続・推進
- ・ 沿道への生垣設置を支援する「まちなか減災対策生け垣緑化促進事業」の継続・推進
- ・ 「ハザードマップ」や「揺れやすさマップ」などを活用した情報提供の推進



2.4. 公園・緑地・自然環境整備の実現化方策

住民や来訪者にうるおいを与える、公園・緑地・自然環境整備の分野においては、次のような施策や事業に取り組みます。

(1) 豊かな自然環境の保全と生活にうるおいを与える緑の保全・活用に向けた取り組み

良好な都市環境を支える豊かな自然環境の保全と市民生活にうるおいを与える緑の保全・活用のため、主に次のような施策に取り組みます。

- ・「風致地区」指定の継続【担当：市建設課】
- ・「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく、水資源の保全に向けた取り組みの推進【担当：市生活環境課、上下水道課】



(2) 市民ニーズに対応した公園の整備と

緑豊かで美しい都市の形成に向けた取り組み

既存の公園・緑地の改修や、空き地などの有効活用も含めた新規整備、機能の充実【担当：市建設課】

2.5. 河川・下水道施設整備の実現化方策

市民のやすらぎや都市にうるおいを与える空間として、また、水源地を有する都市の責任として、河川・下水道施設の分野においては、次のような施策や事業に取り組みます。

(1) 快適な水環境のための下水道の整備、適切な維持管理と

うるおいのある水辺環境の創出に向けた取り組み

市民生活や経済活動を支える快適な水環境の保全のための下水道整備、適切な維持管理とうるおいのある水辺環境の創出のため、主に次のような施策に取り組みます。

- ・「大町市雨水整備基本計画」に沿った、市街地における計画的な雨水対策の推進【担当：市建設課】
- ・治水機能の向上、親しみが持てる水辺環境の創出と、地域住民による保全活動等支援の継続・推進【担当：市建設課】
- ・「大町市下水道施設長寿命化対策事業」の推進【担当：市上下水道課】
- ・上水道施設の更新にあわせた耐震化による整備の継続【担当：市上下水道課】

2.6. 景観形成整備の実現化方策

本市の財産である「仁科の里」の原風景、美しい景観を守り続けるため、景観形成の分野においては、次のような施策や事業に取り組みます。

(1) 大町らしい景観の保全、良好な都市景観の形成、

パートナーシップでの景観づくりの推進に向けた取り組み

北アルプスの山々や美しい里山、農村風景など、大町らしい景観の保全、良好な都市景観の形成、パートナーシップでの景観づくりの推進に向け、主に次のような施策に取り組みます。

- ・ 景観計画の策定に向けた検討【担当：市建設課】
- ・ 「景観育成重点地域指定」、「屋外広告物規制」の継続【担当：市建設課】
- ・ 「風致地区」指定の継続【担当：市建設課】
- ・ 「仁科三湖整備計画」による景観形成の継続【担当：市企画財政課】
- ・ 街路樹・植栽の管理、及び住宅、店舗周りの景観形成における官民連携の取り組みの推進【担当：市建設課】
- ・ 生物の多様性にも配慮した森林や仁科三湖など自然環境の保全
【担当：市生活環境課、農林水産課】
- ・ 太陽エネルギーや小水力など自然環境と調和したまちづくりの推進
【担当：市産業立地戦略室、建設課】
- ・ 景観育成住民協定締結から実施に向けた継続的な支援【担当：市建設課】
- ・ 遊休荒廃農地対策の実施【担当：市農林水産課】



木崎湖

3. 都市計画マスタープランの進行管理

3.1. 庁内推進体制

本計画に沿った都市づくりを展開していくため、都市計画マスタープランの周知を図ります。さらに、地域レベルの計画や個別基本計画等による事業展開について、本計画との整合を図り、都市づくり全体の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行うため、庁内の関係機関によるワーキンググループ等の開催を検討します。

3.2. 都市計画マスタープランの適切な改善

本計画は、現時点において望ましいと考えられるまちづくりの方向性や、その実現に向けて取り組むべき事業、施策などを定めています。

しかし、高齢社会の進展や、少子化、経済活動の低迷、自然災害の頻発など、本市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しており、本計画においても柔軟な対応が必要です。

また、松本糸魚川連絡道路の整備により、本市へのアクセスが飛躍的に高まり、来訪者の増加や多様なニーズなどにも対応していくことが必要です。

このため、本計画がより実効性のあるものとなるよう、これからも次の視点で改善を行っていきます。

(1) 経年変化に応じた改善

概ね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査などに基づき、人口・世帯数の推移、産業動向、土地利用・開発の動向、都市計画関連事業の進捗状況など、さまざまなデータの更新を行い、これらを根拠とする将来予測について更新を行います。

こうした将来予測の更新を含め、社会経済情勢の変化や市民・来訪者ニーズの動向なども踏まえつつ、本計画が硬直化しないよう、次の段階を見据えた計画に適宜改善していきます。

(2) 上位計画等の策定（改訂）に伴う改善

本計画は、全国レベルの計画である「国土形成計画」をはじめ、「大町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）」、「大町市第4次総合計画」、などの上位計画に即しながら見直しを行っていますが、これらの上位計画についても、社会経済情勢の変化などに対応するため、定期的な改善が行われています。

このため、関係部局との連携・協力は不可欠であり、全庁が一体となってまちづくりを進めるためにも、上位計画等の策定（改訂）状況と調整を図りながら適宜改善を行います。

(3) 松本糸魚川連絡道路など大規模なプロジェクトの実施に伴う改善

松本糸魚川連絡道路は、本市の骨格を形成する大規模プロジェクトであるといえます。

本計画においては、市が最適と考える東側ルートを想定し、マスタープランを策定しましたが、今後、こうした大規模プロジェクトは本市の骨格形成に大きな影響を与えるものであることから、関係機関との調整を図りながら、適宜改善を行っていきます。

3.3. 進行管理

まちづくりは、長い時間をかけて、長期的な見通しに立って取り組む必要があります。

本計画は、概ね 20 年後を見通した計画として策定しましたが、計画に掲げたまちづくり施策の進捗状況を管理・評価しながら、時代の変化に対応する必要があります。このため、地域のさまざまな動向や社会・経済情勢に柔軟に対応し、市民参加のもと、定期的にまちづくりを評価検討し、柔軟に内容の改善や修正を行っていくものとし、現在すでに組織化されている「大町市都市計画審議会」等により、行政評価の一環として都市計画マスタープランを取り上げ、本計画に掲げる方針が、各種の施策や事業に反映され、実現しているかを点検し、必要に応じ適切に計画の軌道修正を行っていくものとします。

